

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 8 日

公益社団法人全国保育サービス協会
会長 草川 功 殿

内 閣 府 子 ども ・ 子 育 て 本 部
企 業 主 導 型 保 育 事 業 等 担 当 室 長

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に
関連したベビーシッター派遣事業の特例措置における「登園自粛
要請」の取扱いについて

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の取組については、日頃より格段
の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ベビーシッター派遣事業における特例措置については、「新型コロナウイルス
感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した「ベビーシッター派遣事
業実施要綱」の令和 2 年度における取扱い等について」（令和 2 年 4 月 30 日付
け府子本第 554 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）により実施されてい
るところですが、この取扱いのなかで、照会の多い「登園自粛要請」の考え方につ
いて以下のとおりお示しいたします。

承認事業主及び割引券等取扱事業者に対して、本事務連絡の内容を周知する
とともに、今後の利用について、本取扱いを徹底するようお願いいたします。

記

本特例措置の対象となる「登園自粛要請」とは、

- ・通常利用している認定こども園、認可保育所、特定地域型保育事業（以下「認可保育所等」という。）が新型コロナウイルス感染症により市区町村の要請・同意のもとに登園自粛要請を行っている場合であり、子ども・子育て支援法施行規則第 58 条第 4 号に該当し、利用者負担額の日割り対象となる場合
- ・利用者負担額の日割りの対象とはならないものの、認可保育所等において、当該感染症の感染者又は濃厚接触者が確認されたことに伴い、当該認可保育所等が自主的な登園自粛要請を行っている場合

- ・認可外保育施設等において、当該施設の所在する市区町村が当該感染症対策のため、管内全ての認可保育所等に対して登園自粛要請を行い、利用者負担額を日割り対象としている場合に、当該認可外保育施設等が当該感染症対策のために登園自粛要請を行っている場合
- ・認可外保育施設等において、当該感染症の感染者又は濃厚接触者が確認されたことに伴い、当該認可外保育施設等が登園自粛要請を行っている場合のいずれかとする。